

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成29年2月15日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 三春ダム管理所長

芦萱 昌弘



1. 業務概要

(1) 業務名 三春ダム管理評価等検討業務（電子入札対象案件）

(2) 業務の目的

本業務は、三春ダムにおける洪水調節、利水補給の実績、水質調査、生物調査、堆砂状況調査及び水源地域調査のデータ整理を行い、その結果に基づき効果・影響等について分析、評価を行うものである。

(3) 業務内容

・計画準備 1式、年次報告書の作成 1式、定期報告書の作成 1式、委員会資料等の作成 1式

(4) 履行期間 契約締結日の翌日～平成30年2月28日

(5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が500万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(6) 本業務は、予定価格が500万円を超え1,000万円以下の場合、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

(7) 本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

(8) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。

(9) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

2. 競争参加者に必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- b) 参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に申請を行い受理されている者であり、平成29年4月1日に認定がなされる者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。平成29年4月1日に、平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、当該入札は無効とする。
- c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

上記1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年2月15日付け東北地方整備局長）に示すところにより、東北地方整備局長から三春ダム管理評価等検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

- 3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（共通入札説明書参照）

(2) 指名競争入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

(3) 参加表明書の提出者に対する要件

1) 同種又は類似業務等の実績

下記[1]から[3]のいずれかの実績（設計共同体の場合は、代表者について1件以上）を有すること。ただし、[1]及び[2]は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成18年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した業務）とし、[3]は平成18年度以降公示日までに実施した研究実績とする。

[1] 同種業務：ダム管理におけるフォローアップに関する評価・検討を行った業務業務

[2] 類似業務：ダム管理における維持管理検討に関する業務

[3] 研究：ダム管理運用に関する研究実績

- 2) [1]もしくは[2]の実績として挙げた業務実績が65点以上であること。

ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務実績以外の

業務は、この限りではない。

3) 入札説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。

ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

(4) 配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は入札説明書による。

(5) 入札説明書等の入手に関する要件

入札に参加しようとする者は、参加表明書提出時、技術提案書提出時、入札時それぞれの期限内において、本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料のうち最新のものを、入札しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。なお、契約担当官等の指定する方法(CD-R等による貸与等)での交付を受けている場合はこの限りではない。資料をダウンロードしない者は入札に参加することができない場合がある。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

3) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法は入札説明書による

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒963-7722 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4
国土交通省 東北地方整備局 三春ダム管理所 総務係

TEL 0247-62-3145 FAX 0247-62-3170

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

1) 電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から入札開始日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)により電子データを交付するので、4.(1)にその旨連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限：平成29年2月22日（水）14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下、「持参等」という。）により4.（1）に提出するものとする。

（4）技術提案書の提出期限等

提出期限：平成29年3月9日（木）14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により4.（1）に提出するものとする。

（5）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により4.（1）に提出するものとする。

入札期限：平成29年3月23日（木）14時00分

開札日時：平成29年3月24日（金）11時00分

5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

1）入札保証金 免除。

2）契約保証金 免除

（3）入札の無効

本公示に示した要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、契約担当官等により指名された者であっても、開札時に指名停止を受けている者または、2. に掲げる要件を満たしていない者、指名されるために必要な要件のない者の入札については無効とする。

（4）手続における交渉の有無 無。

（5）契約書作成の要否 要。

（6）関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。

（7）契約図書に定める事項に違反した行為が認められた場合には、指名停止等厳正な措置が講じられることがある。

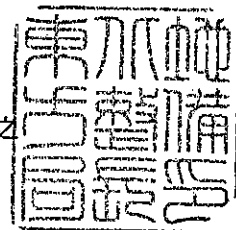
（8）詳細は入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

三春ダム管理評価等検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年2月15日

東北地方整備局長 川瀧 弘之



1 業務概要

- (1) 業務名 三春ダム管理評価等検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、三春ダムにおける洪水調節、利水補給の実績、水質調査、生物調査、堆砂状況調査及び水源地域調査のデータ整理を行い、その結果に基づき効果・影響等について分析、評価を行うものである。
- (3) 履行期限 履行期間は以下の期間を予定している。
契約締結日の翌日～平成30年2月28日

2 申請の時期

平成29年2月15日から平成29年2月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
なお、指名通知日までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、東北地方整備局ホームページ(<http://www.thr.mlit.go.jp>)から入手するものとする。

(2) 申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書に三春ダム管理評価等検討業務 設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係
電話 022-225-2171(代)

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成28年10月3日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月3日付け公示」という。)6(測量・建設コンサルタント等業務)の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成29・30年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行い受理されている者であること。

- ③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- ④ 平成28年10月3日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。
- (2) 業務形態
 - ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、三春ダム管理評価等検討業務 設計共同体協定書において明らかであること。
 - ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、三春ダム管理評価等検討業務 設計共同体協定書において明らかであること。
- (3) 代表者要件
構成員において決定された代表者が、三春ダム管理評価等検討業務 設計共同体協定書において明らかであること。
- (4) 設計共同体の協定書
設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 資格の有効期間

5の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「三春ダム管理評価等検討業務 △△・×× 設計共同体」とする。
- (2) 全ての構成員は、平成29年4月1日に4(1)②の申請による一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていなければならない。